

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月24日 14時35分ごろ
発生場所	北海道小樽市サンセットビーチ銭函 ^{せにぼこ} 北方沖 小樽港北副防波堤灯台から真方位114° 7.3海里付近 (概位 北緯43° 09.0′ 東経141° 10.7′)
事故の概要	水上オートバイ ^{トータル ライフガード} TOTAL LIFEGUARDは、水上オートバイ ^{よしみ} 好美を追走中、また、好美は、遊走中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年3月21日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ TOTAL LIFEGUARD、0.2トン 200-37213北海道、個人所有 B 水上オートバイ 好美、0.1トン 200-37401北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊 B 船長B、不詳
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A なし B 左舷側外板に亀裂及び破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>小樽市所在のサンセットビーチ銭函の前面海域は、「北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例」に基づき、平成28年7月1日から8月28日までの間、海岸線に沿って長さ230m、同北東端から沖へ170m、同南西端から沖へ210mの範囲で水域利用調整区域が設定され、水上オートバイ等の進入が禁止されていた。</p> <p>船長Aは、水上安全指導員としてサンセットビーチ銭函の砂浜で監視活動中、水域利用調整区域に侵入して蛇行運転を繰り返すB船に対して同区域から出て行くようスピーカーで指導するとともにサイレンを用いて注意喚起を行ったが、出て行かなかったため、A船に1人で乗り組み、停船させるためにB船を追走した。</p> <p>A船は、約15km/hの対地速力でB船を追走中、B船が水域利用調整区域内を左周りで約2周した後、A船の進路をふさぐように左へ急旋回して停止したため、避けることができず、B船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、後部に同乗者Bを乗せ、水域利用調整区域に侵入して遊走中、A船と衝突した。</p>

	<p>同乗者Bは、左肘関節打撲傷等を負った。</p> <p>B船は、本事故後、水域利用調整区域から逃走した。</p>
分析	<p>A船は、水域利用調整区域に侵入したB船を追走中、左へ急旋回して停止したB船を避けることができず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、水域利用調整区域に侵入して遊走中、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が水域利用調整区域に侵入したB船を追走中、B船が水域利用調整区域に侵入して遊走中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例等を遵守すること。 ・ 水上安全指導員の指示に従い、マナーを守って航行すること。